

地域公共交通体系の構築に向けて

平成22年2月9日

会津若松市

発表内容

1. 会津若松市の概況
2. 会津若松市における公共交通の概況
3. バス交通等に係る会津若松市の課題
4. 課題の解消に向けて
5. 地域公共交通会議における所掌事項
6. 調整主体としての地域公共交通会議
7. 協議案件に係る判断基準
8. 事業実施主体としての地域公共交通会議
9. 会津若松市地域公共交通総合連携計画
10. 会津若松市地域公共交通活性化再生総合事業計画
11. まとめ

会津若松市の概況

- 福島県の西部、会津盆地の東南に位置
- 面積：383.03 k m²
- 人口：127,515人
(平成22年1月1日現在)
- 平成16年11月に北会津村と
平成17年11月に河東町と合併



会津若松市における公共交通の概況

① 路線バス

運行：会津乗合自動車株式会社

路線：26路線（※平成22年1月現在）

若松市街地生活路線 12路線

生活交通路線 7路線

市町村生活交通路線 5路線

コミュニティバス 2路線

※高速バス

(新潟、野沢、福島、仙台、郡山・いわき、新宿・池袋)

会津若松市における公共交通の概況

② スクールバス等

- ・ 湊、大戸、北会津及び河東地域における通学困難区域で送迎バス（タクシー）を運行
- ・ 通学距離等一定の要件を満たし、路線バス等の交通機関を利用する場合、定期乗車券等を支給
- ・ 平成21年4月より、湊・大戸地域の高齢者を対象に、スクールバス混乗事業を開始

会津若松市における公共交通の概況

③ タクシー

- 市域内に拠点を置く、5事業者が事業展開
- 保有車両数：約320台（※平成21年2月現在）



④ 鉄道

- JR磐越西線
- JR只見線
- 会津鉄道会津線

まちなか周遊バス「ハイカラさん」



- 目的：まちなか観光の推進
- ・ 運行開始：平成13年7月
- ・ 運行本数：20便/日
(冬期間は19便/日)

- ・ 利用者数：約245千人（※平成20年度）
- 運行主体：会津乗合自動車（株）

まちなか周遊バス「あかべえ」



- 目的：まちなか観光の推進
- 運行開始：平成19年8月
- 運行本数：8便/日
(冬期間は運休)
- 利用者数：約58千人（※平成20年度）
- 運行主体：会津乗合自動車（株）

北会津地域巡回バス「ピカリン号」

- 目的：合併に伴う新市の一体感の醸成
- 運行開始：平成18年10月
- 運行本数：6便/日（循環型）
- 利用者数：約15千人
(※平成20年度)
- 事業主体：会津若松市
- 運行主体：会津乗合自動車（株）



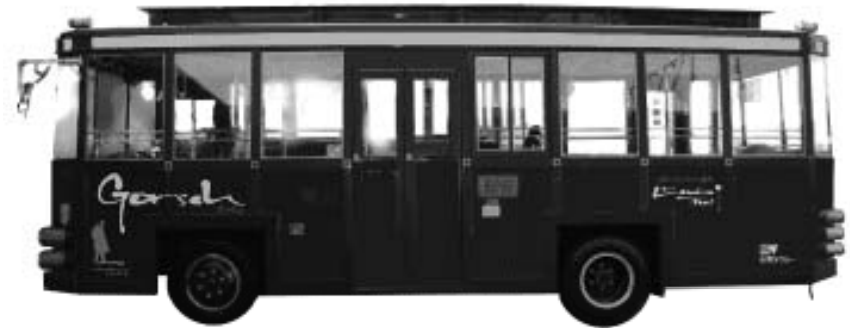
河東地域コミュニティバス 「みなづる号」

- 目的：合併に伴う新市の一体感の醸成
- ・ 運行開始：平成20年10月
- ・ 運行本数：10便/日（往復型）
- ・ 利用者数：約6千人
(※平成20年度)
- 事業主体：会津若松市
- 運行主体：会津乗合自動車（株）



まちなか循環バス「エコろん号」

- 目的：
商店街の活性化及び地域住民の移動利便性の向上
- 運行開始：平成20年10月
(※実証実験)
- 運行本数：7便/日
- 利用者数：約350人/月
- 事業主体：会津若松市本町商店街振興会
- 運行主体：(資) 広田タクシー
- 運行サポート組織：エコろん号活性化協議会



病院循環バス「ひまわりくん」

- 目的：医療機関通院者等の利便性の向上
- 運行開始：平成21年4月
(※実証実験)
- 運行本数：

東まわり	5便/日
西まわり	4便/日
- 利用者数：約1,500人/月
- 運行主体：会津乗合自動車（株）



バス交通等に係る本市の課題

1. 路線バス利用者数の低迷
2. 公共交通空白地域及び不便地域への対応
3. コミュニティバス運行体制の確立

課題の解消に向けて

地域公共交通会議の機能活用

- 平成19年9月設置
- 道路運送法の規定に基づく調整主体
- 地域公共交通活性化・再生法の規定に基づく事業実施主体

地域公共交通会議における所掌事項

1. 計画の策定及び変更に関する事項
2. 総合連携計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
3. 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
4. 市運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
5. 以上のほか、交通会議が必要と認める事項

調整主体としての地域公共交通会議

～地域公共交通会議の合意によるメリット～

- (1) 乗合事業の申請に際し『車両要件(必要車両数)』が緩和
 - ① 保有車両が1両でも運行が可能
 - ② 乗車定員11人未満の車両を使用することが可能
 - ③ 他の事業における使用車両との併用が可能
- (2) 乗合事業の許可申請に際し運賃及び料金が届出制となり簡便化(通常30日前)

調整主体としての地域公共交通会議

～地域公共交通会議の合意によるメリット～

(3) 乗合事業の許可に係る標準処理期間が短縮

- ① 事業許可 (3ヶ月⇒2ヶ月)
- ② 事業計画変更認可 (2ヶ月⇒1ヶ月)

(4) その他

- ① 路線不定期運行及び区域運行は、交通会議の合意形成が原則
- ② 区域運行に係る運行間隔、運行時間の弾力的な取り扱いが可能

協議案件に係る判断基準

①

既存路線と
新規路線との
相互補完

②

公共交通空白
地域等を対象

③

地域住民
(団体)等との
協働により企画

全市的な公共交通体系との整合性を確保

合意によるメリットを付与

事業実施主体としての 地域公共交通会議

～地域公共交通活性化・再生総合事業の活用～

1. 総合連携計画策定調査事業の実施



総合連携計画の策定 → 会津若松市

2. 活性化・再生総合事業計画の策定

会津若松市地域公共交通総合連携計画

○理念

交通・まち・市民の連携による

“会津若松ネットワーク”の構築

○基本方針

1. 市民が移動しやすい公共交通体系の構築
2. まちの活性化につながる公共交通体系の構築
3. 市民や地域に根付いた持続的な公共交通の実現

○計画期間 平成22～28年度（7年間）

会津若松市地域公共交通活性化・ 再生総合事業計画

○計画期間 平成22～24年度

総合連携計画の具現化に向けた取り組み



課題を解消するための個別事業を位置付け

(例) 路線バス等との運行の効率化 (路線の見直し)
乗合タクシー等新たな交通手段の検討・実証運行
シンポジウムやワークショップの開催

公共交通体系の構築に向けた基本スタンス (まとめ)

1. 路線定期運行を基軸としながら、市域全体の整合性を確保
2. 道路運送法等の趣旨を踏まえ、多様な運送手段、交通資源を効率的に活用しつつ、路線定期運行を補完する機能を確保
3. 交通不便地域の対応については、実証実験など、新たな輸送手段の導入に向けた事業者の取組みを支援